

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	鹿野・地域政策課
処分の名称	コアプラザかのの使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市コアプラザかの条例第8条第2項
基準規定	周南市コアプラザかの条例施行規則第5条
審査基準	<p>周南市コアプラザかの条例施行規則第5条 （使用料の減額又は免除）</p> <p>第5条 条例第8条第2項の規定による使用料の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、第3号を除き、冷暖房使用料は、減額しない。</p> <p>（1）市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額</p> <p>（2）市又は教育委員会が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。） 30パーセント減額</p> <p>（3）その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額</p> <p>2 条例第8条第2項の規定による使用料の免除の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第4号を除き、冷暖房使用料は、免除しない。</p> <p>（1）市又は教育委員会が主催し、又は共催するとき。</p> <p>（2）コアプラザの設置目的にそって、市内の公共的団体が使用するとき。</p> <p>（3）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。</p> <p>（4）その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、周南市コアプラザかの使用許可・使用料減免申請書（別記様式第1号）にその旨を記入し、これを市長に使用する3日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	鹿野・地域政策課
処分の名称	コアプラザかのの使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市コアプラザかの条例第8条第3項
基準規定	周南市コアプラザかの条例施行規則第7条
審査基準	<p>周南市コアプラザかの条例施行規則第7条 （使用料の還付） 第7条 条例第8条第3項ただし書の規定により使用料を還付する基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなくなったとき。</p> <p>（2） 市の都合により使用の許可を取り消したとき。</p> <p>（3） 使用日の前日までに使用の取消し又は使用許可事項の変更を申し出て市長がやむを得ない理由があると認めたとき。</p> <p>2 条例第8条第3項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、周南市コアプラザかの使用料還付申請書（別記様式第5号）を当該理由が生じた後、速やかに市長に提出しなければならない。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	鹿野・地域政策課
処分の名称	コアプラザかこの使用許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市コアプラザかの条例第5条
基準規定	周南市コアプラザかの条例第6条
審査基準	<p>周南市コアプラザかの条例第6条 （許可の制限）</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、コアプラザの使用の許可をしない。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1） コアプラザの設置の目的に反して使用するおそれがあるとき。 （2） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 （3） 施設、備品等を損傷するおそれがあるとき。 （4） その他コアプラザの管理上支障があるとき。
標準処理期間	14日
備考	